

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する
条例

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例（平成18年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

		「熊本市中央区選挙区	4人	
		熊本市東区選挙区	4人	
本則中「熊本市選挙区	16人」を	熊本市西区選挙区	2人	に改める。
		熊本市南区選挙区	3人	
		熊本市北区選挙区	3人	」

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成24年4月1日に熊本市が政令指定都市に移行し行政区が設置されることから、公職選挙法等の規定により各行政区の区域を県議会議員の選挙区とするとともに、新たな選挙区において選挙すべき議員の数を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。